

平成24年度第4回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成25年2月6日(水) 13:30～15:30
- 2 場 所 第1特別委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事 福島県農林水産業振興計画の見直しについて
- 5 審議経過

(開 会)

- | | |
|---------------|--|
| 司 会
(企画主幹) | <p>本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会進行を務めます農林水産部企画主幹の高野と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして確認させていただきます。</p> <p>本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されておりまして、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設けて公開することとなっておりますので、御了承願います。</p> <p>それでは、これより、平成24年度第4回福島県農業振興審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、千葉会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| 千 葉 会 長 | <p>皆さんこんにちは。会長の千葉でございます。開催に当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。皆様におきましては今日は大変大雪で足元の悪い中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。</p> <p>これまで3回にわたり審議を重ねて参りました。今日はその答申案をまとめたいと考えております。</p> <p>この間十分に議論を重ねて参りましたが、今日も短い時間ではございますが忌憚のない御意見をいただきまして、まとめていければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 司 会 | <p>会長ありがとうございました。ここで出席者の紹介に移りたいと思いますが、大変恐縮ですが本日の出席者の紹介につきましては、お手元に配布いたしました出席者名簿をもって代えさせていただきます。御了承願います。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては次第の裏にリストがありますが、まずお手元に次第、その次に出席者名簿、席次表、委員名簿、その後に資料になります。分厚い資料</p> |

が資料1、A4の横長になりまして資料2-1、2-2、2-3と続きます。そのあと資料の3番、4番、5番ということで、最後に参考資料といたしまして前回の第3回の議事録をお配りしております。不足等がございましたら、事務局まで申し出願います。よろしくお願ひいたします。

また、審議の中で現行計画の「福島県農林水産業振興計画 いきいきふくしま農林水産業振興プラン」が必要な場合はお貸しいたしますので、併せてお申し付け下さい。

それでは議事に移らせていただきたいと思います。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づきまして、千葉会長に議長をお願いいたします。

議長 規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に、本日の委員の出席状況について事務局より、御報告をお願いしたいと思います。

司 会 委員18名のうち第1号委員の冨塚宥暲委員、佐藤正博委員、第3号委員の伊藤房雄委員、加藤梅子委員、本部映利香委員、横田純子委員が欠席されております。つきまして現時点で12名の委員の方々が御出席いただいているところでございます。

したがいまして、過半数を超える委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立していることを御報告申し上げます。
以上です。

議長 それでは次に議事録署名人の指名をいたしたいと思います。
議長指名でよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

議長 それでは渡部衛委員と鈴木里子委員に議事録の署名をお願いしたいと思います。
（両委員異議なし）

では、議事に入りたいと思います。
まず、前回の委員発言に対する対応方針等について事務局より説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長 それでは前回の委員御発言に対する対応方針等につきまして御説明を申し上げます。資料2-1を御覧ください。

この表でございますが、左から遠し番号一つ飛びまして御発言がありました委員のお名前、そして計画中の該当箇所、御発言の要旨、対応方

針案、そして今回の資料1をお配りしてございますが、その関係するページと行数をお示ししてございます。それでは1番から御説明をさせていただきます。

農林漁業者等との意見交換においていただきました意見について、これを重要視しながら作業を進めてほしいという御意見でございました。参考意見として承りまして答申案を作成したところでございます。

次に2番の伊藤副会長でございますが、前回の11月22日の第3回審議会は御欠席でございましたが、文書で御意見を事務局の方にお寄せいただいておりますので、伊藤副会長の御意見につきましても掲載しておりますことを御了承いただきたいと思います。御意見でございますが、卸や小売りの理解促進を図ることが効果的であるので、アンダーラインのとおり修正してはどうかという御意見でございました。御意見を反映させていただきまして、第4章第1節1の部分でございますが、アンダーラインのとおり「及び消費者や流通関係者の理解促進等に取り組みます」と修正をさせていただきました。

3番でございます。再生研究センターの経過について説明してほしいという御意見でございました。これにつきましては、27年度下期の開設を目標に取り組んでいるところでございまして、現在、国と協議を行っているものでございます。なお、見直し答申案におきましては第4章第1節1に記載のとおり記載をしているところでございます。

1枚おめくりください。2ページでございます。4番でございますが、既存の普及所を活用していくことも必要という御意見でございました。普及事業につきましては第4章3節6に記載をしております。「研究成果の生産現場等への移転と普及・定着を推進します」と記載をしております。特に、放射能対策につきましては地域の担い手と連携しながら進めていくとともに、活動を充実してまいる考えでございます。

次に第4章第1節の「新たな経営・生産方式の導入」に係る指標は何か、という御意見でございましたが、これにつきましては相双地方の施策の達成度を測る指標に「養液栽培面積」、これを掲げさせていただいたところでございます。

また、県全体としては新たに「生産農業所得」を指標として加えたところでございまして、これらを代表しているということで御理解いただきたいと思っております。

次に6番でございますが、新規就農者につきまして脚注を設けてはどうかという御意見でございました。これにつきましては、御意見を踏まえまして新規就農者に関する脚注を答申案に記載させていただいたところでございます。

次に7番でございますが、指標に女性の認定農業者数を入れるべきとの御意見を踏まえ、「女性の認定農業者数」を指標に追加させていただいたところでございます。

次に 8 番、農作業死亡事故に関しまして、ゼロにしなければならないのではないかとの御意見でございましたが、原案どおりとさせていただきます。上位計画であります総合計画にあっても、例えば交通事故死者数の目標値を「60 人以下」としていることから、原案どおり「年間 8 件以下」を目標値に設定させていただきたいと思えます。

3 ページをお開きください。9 番でございます。農地を守る人たちの平均年齢はどうなっているのか、という御質問でした。これにつきましては、平成 22 年の農林業センサス結果でございますけれども、平均年齢は 66.8 歳となっております。今後の福島県農業を支える農業者を育成していく視点から、「認定農業者数」や「農業生産法人等数」を指標に掲げて検討いただいていたところでもあります。

10 番でございます。耕作放棄地の解消には集落での取組も有効ではないかという御意見でございました。これにつきましては、担い手農家や農業生産法人など多様な担い手のほか、地域ぐるみの活動等によって耕作放棄地の発生防止及び解消に取り組んでいくこととしておきまして、第 4 章第 3 節「(2)耕作放棄地対策」に記載をしておりますし、また、同「3 (4)農村協働力の形成」に記載してございます。

11 番でございます。県北の果樹におきまして、りんごとの複合経営で維持されていることから、りんごにつきましても言及すべきであるという御意見でございました。御意見を踏まえまして、第 4 章第 3 節果樹の部分につきましてアンダーラインを付したとおり、「日本なしやりんごなど」に、修正させていただいたところがございます。

4 ページをお開きください。12 番でございます。良質で安心して使えるたい肥生産の拡大等たい肥に関して触れるべきではないかとの御意見でございました。これにつきましては、御意見を踏まえまして、第 4 章 3 節「飼料作物」につきまして、「安全なたい肥等の有効利用と自給飼料の確保を図ります」と修正させていただきましたし、第 4 章第 7 節「環境と共生する農林水産業」におきまして、「放射性物質に関する暫定許容値を下回るたい肥等の確保と地域内利用を進める」との記載をさせていただいたところがございます。

13 番でございますが、情報提供にとどまらず、理解促進を図るべきで修正すべきとの御意見でありました。具体的な内容としましては、商工業者に対する積極的な情報提供を行い、正しい知識の理解を支援すると修正してはどうかとの御意見でありました。下線を引いたとおり、御意見を踏まえ修正させていただきました。

14 番でございます。バイヤー、卸売、事業者の理解促進を図ることを明記すべきとの御意見でありました。第 4 章第 3 節「国内における販売強化」につきまして、アンダーラインを付したとおり修正させていただきました。

15 番の御意見でございます。重点戦略の名称につきまして読ませる表

題にして欲しいという御意見でありました。これにつきましては、後ほど重点戦略について、御審議いただく予定であります。御意見を踏まえ、プロジェクト名につきましては、検討してきたところでございます。

5 ページをお開きください。16 番の御意見ですが、循環型農業につきまして、これまでの取組を継続すること、重点化していくことが分かるようにすべきであるとの御意見でございました。御発言を踏まえまして、プロジェクトの内容を検討し答申案を作成してございます。中身につきましては記載のとおりでございますが、重点戦略につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

17 番の意見でございます。原発事故への対応と従来からの取組につきまして分けた方が分かりやすいのではないかと御意見でありました。これは原案どおりとさせていただきたいと思っております。放射性物質の汚染と原子力災害の被害が広範囲に及んでいる状況でございます。放射性物質対策と震災以前から継続している取組について区分して取り組むことは実際上困難であると考えているところであります。

18、19、20 番の意見でございます。いずれも安全・安心に関する御意見でございますが、18 番では現実的に取り扱うべきである、19 番では、末端の生産者にチラシを配布したらいいのではないかと、20 番では、安全を前面に出して安心感を醸し出さないをいけないのではないかと御意見でありました。これらにつきましては、参考意見とさせていただきまして、重要な点であると認識し、全体を貫く安全・安心の考えのもとに答申案を作成させていただいたところでございます。

6 ページをお開きください。21、22、23 番女性農業者に関する御意見でございました。御意見を反映させていただきまして、重点戦略のプロジェクトの中に「女性農業経営者の育成」の事項を設け記述するよう修正し、また、指標につきましても、「女性の認定農業者数」を追加させていただきました。

次に 24 番の意見でございます。所得向上が見えるようにプロジェクトのテーマを整理すべきだという御意見でございました。参考とさせていただきながら、重点プロジェクトの内容について検討したところでございます。

25 番の意見でございます。従来どおりの法律で農振除外できない、導入が進まない、そうした部分を理解して進めて欲しいとの御意見でございました。参考意見として承りたいと考えておりますが、私ども事務局といたしましても、課題の 1 つと認識しておりまして、これまでも働きかけをしたところでございますが、引き続き国等へ規制緩和等の特例措置を働きかけてまいりたいと考えております。

26 番県北地方の指標につきまして、ももの出荷数量の現況値についての御意見がございました。御意見を踏まえまして、現況値につきましては、平成 24 年度の実績値に修正をさせていただきました。

7 ページをお開きください。27 番の委員御発言でございます。又 28 番の委員御発言でございます。農地について、現況と見直しについてどのように考えているのか、及び最低限守るべき面積はいくらと決めて、国、県、農業会議で横の連携を図っていかないといけないのではないかと考えてございます。これにつきましては、非常に大きなテーマでございます。農林水産業振興計画におきまして、農地面積それ自体を指標に掲げることは困難ではないかと考えておりまして、見直し案にありましては、優良な農地の維持・確保に関係機関と連携して取り組んでいくという考え方から整理させていただいております。なお、福島県国土利用計画の見直しが現在進んでおりまして、これは議会で議決される手続きを踏むものでございますが、こちらで、農用地ということで、利用区分毎の規模の目標が定められることになっております。

29 番の御意見でございます。事務方がしっかりと頑張ってもらいたいという御意見でございました。しっかり受け止めまして、今後、施策を実施するに当たり、点検・評価を行いつつ着実に実施して参りますが、農林漁業者や県民等の声を的確に把握して施策展開を図ってまいりたいと思っております。30 番の御意見でございます。政策決定の場に女性を入れて欲しいという御意見でございました。これにつきましては、単に農林水産業振興計画のみならず、県全体の行政なり、施策推進についての御意見かとも思われますが、上位計画であります総合計画に「女性の意思決定過程への参画の促進に関する取組」が記載されております。政策決定の場への女性の参画を求めていくことは県全体で取り組んでまいりたいと考えております。

以上が前回御意見いただきましたことに対する対応方針案でございます。続きましてパブリック・コメント等を実施しておりますので、その部分につきましても併せて御説明させていただきたいと思っております。なお資料 2-2 がございますが、こちらにつきましては森林審議会関係でございますので省略をさせていただきます。又 2-3 につきましては水産業振興審議会関係の対応でございますので省略させていただきたいと思っております。

資料 3 でございます。お開きください。いくつか御説明をさせていただきたいと思っております。12 月 18 日から 1 か月間、県民意見公募（パブリック・コメント）を実施させていただきました。合わせて 11 の意見を頂きました。主な意見につきまして、意見の内容と対応案について御説明させていただきます。

まず 1 番でございます。御意見は 6 次化関連で優秀な食品加工技術を保有する他県の事業所の企業誘致を積極的に進めること、6 次化の認定を受けた農林漁業者が活用できる補助助成事業を拡充するべきではないか、こういう御意見でございました。参考意見として承りたいと思っておりますが、企業の誘致・助成制度につきましては今後検討してまいり

たいと考えております。なお、県におきましては、24年度に6次化商品の開発・製造をソフト・ハード両面から補助する県単独事業を創設したところございまして、こういった既存制度等も有効に活用を図って参りたいと考えております。

続きまして2ページをお開きください。4番の御意見を御紹介させていただきます。御意見は県内と県外双方で、県産の6次化商品を、消費者が手に取って購入検討できる機会の創出を図る必要があるのではないかという内容でございました。参考意見として承りたいと思います。県といたしましては、引き続き県内外で消費者が6次化商品の購入機会を確保できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上2点につきまして、代表的なものと申しましょうか、御紹介をさせていただきました。続きまして市町村・団体等からの御意見とその対応につきまして、御説明をさせていただきます。

資料4をお開きください。パブリック・コメントと併せて市町村・県連団体等に対しまして文書で中間整理案をお送りし、御意見を求めたところでございます。36の御意見を頂いておりますが、いくつか御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1番、双葉町からの御意見でございますが、警戒区域内の農林水産業についてはどのように考えているのかという御意見でございました。これにつきましては、第4章第1節の第1に「避難地域における農林水産業の再生」の項目を設けて記述をさせていただいておりますし、重点戦略を設けまして、農林水産業の再生に向けた施策を重点的・戦略的に展開することとしておるところでございます。

2ページをお開きください。4番でございます。福島県土地改良事業団体連合会からの御意見でございますが、生産農業所得につきまして、福島県は「10 a 当たり生産農業所得」及び「農家1戸当たりの生産農業所得」というのは全国の中位以下である。そうした本県農業が置かれている現状について明記すべきではないかという御意見でございました。これにつきましては、御意見を反映いたしまして、第2章第3節「5 農林水産業の就業者と産出額」にわかりやすく図を入れましてですね、又記載でございますが、農業にありましては「小規模農家が多い生産構造となっております」ということで数字を上げながら記載をさせていただいたところでございます。

次に3ページをお開きください。6番でございます。1番と同じく、双葉町からの御意見でございますが、県外避難者に対する助成制度、資金等の融通に関しての対策はどうなっていくのかという御意見でございました。これにつきましては回答させていただくということで、第4章第1節「被災した農林漁業者等への支援」につきまして県外避難者に対するきめ細やかな対策を講じて参るということで記載のとおり答申案に記載させていただいているところでございます。

6 ページをお開きください。6 ページ、14 番でございますが、県畜産農業協同組合連合会からの御意見でございます。まず左の理由にありますとおり、畜産業、農家が置かれている状況に鑑みまして、経営再開には個人投資だけでは困難な状況だという理由から「協業化の検討・推進」という文言を挿入すべきという御意見でございました。これにつきましては、御意見を踏まえて記載のとおり「協業化の検討・推進」という文言を挿入し、修正をさせていただいたところでございます。

以上、いくつか御紹介をさせていただきました。他の御意見につきましては御覧になっていただきたいと思っております。また、資料5でございますが、こちらはこれまでの審議会の中でもお示しをしておりますが、14 か所、154 名の皆様に御協力を頂いて、農林漁業者等との意見交換会を開催をさせていただきました。それらを各項目毎、約 39 項目ございますが、これに整理をして、それらの御意見のまとまりに対する対応ということで整理をさせていただきました。これら御意見につきましては、各項目につきまして答申案を作成するに当たり参考にさせていただくとともに、今後の計画に盛り込んだ施策の展開に当たりまして御意見を十分参考にしながら実施して参りたいと考えております。

以上、前回の委員御発言に対する対応方針案等でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議

長

はい、どうもありがとうございました。それではただ今の説明に対しまして御質問御意見等ありましたお願いいたします。

対応方針についてはよろしいでしょうか。もし何かありましたら、最後にまとめてですね、発言機会を設けたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、今まで審議いただいていない基本目標とですね、重点戦略について、これの説明について事務局の方からお願いしたいと思います。

農林企画課長

それでは資料1、厚い資料の方をお開きいただきたいと思っております。中間整理案を、今ほど御説明させていただきました対応方針等により修正をしながら、今回、資料1・答申案(案)をお手元にお配りしております。まず表紙をご覧くださいますと、一番下でございますが、下線部及び見え消しは中間整理案を修正、追記した箇所を示してございます。なお、これから御説明いたします「第5章 重点戦略」の具体的な内容については、今回新たにお示しするものでございますが、下線部は引いてございませぬので、その点御留意、御理解を頂きたいと思っております。それではおめくりをいただきまして、目次をご覧ください。これまで3回にわたり御審議を頂きまして、今回第4回目でございます。目次、第1章から第7章までの7章立てになっておりますが、このうち御審議を賜つ

ていないものが目次の第3章第1節「基本目標」、24ページと書いてある部分と「第5章 重点戦略」、167ページからという、この2つでございいます。

それでは順次御説明をさせていただきたいと思ひます。それでは24ページをお開きください。ここは基本目標のところでございます。現在、15万人余の県民が県内外での避難を余儀なくされておひまして、帰還の見通しが立てられず、不自由な生活を強いられておひます。農林水産業にありましても、米の作付制限や出荷制限など深刻な問題が発生し、生産者は安全な農林水産物を生産するため、いろいろ努力をして生産をしているわけでございますが、風評被害はなかなか収まらず、精神的、経済的に大きな負担を強いられているという状況にあります。こうした状況の中、今回、平成32年を目標年度とする、今後の目指すべき姿等について御議論をいただいたわけでございますが、まず基本的な考え方として3点あったかと思ひます。単に震災前の状況に戻すだけではなくて、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいくこと。2つ目としましては、消費者の期待に応え得る持続可能な農林水産業を実現すること。3つめといたしましては、全ての県民が、安心して住み、暮らすことのできる「ふるさと」を取り戻すこと。こうしたことを基本に、地域経済を支える基幹産業として、若い農林漁業者等が意欲とやりがいを持って活躍できる農林水産業、環境と共生し持続的に成長できる産業となること、あらゆる人々が連携し、様々な地域資源を発掘・活用しながら、活力ある地域社会を創り上げること、そして、ふくしまの将来を担う子どもたちへ「食」と「ふるさと」をしつかり引き継いでいくこと、これが本計画全体を貫く考え方でございます。

こうした考え方を踏まえまして、本計画の基本目標につきましては記載のとおり「“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」、これに設定したいと考えておひます。なお、参考のため申し上げますが、上位計画である総合計画にありましては、「夢・希望・笑顔に満ちた新生ふくしまの創造」、こちらが県全体の総合計画の基本目標とされたところでございます。

続きまして、重点戦略につきまして御説明させていただきたいと思ひます。ページをおめくりいただきまして167ページをお開きください。重点戦略、ここはめざす姿の実現を図るため、平成32年度までの計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策を示すものでございます。1ページおめくりいただきまして、168、169ページをお開きください。赤字で書いてございますが、前回の中間整理案の時はこういった項目毎でしかございませんでしたので変更を加えたということでございます。また、3番、6番、7番につきましては名称を変えてございます。先ほど委員御発言、御意見にありましてとおひ、アピール力のあるということも加味しながら検討させていただきました。3番目につきましては従来「農

業担い手育成プロジェクト」と命名しておりましたが、今回「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」を提案させていただきたいと思います。

また、169 ページでございます。「農山漁村の防災力・減災力の強化プロジェクト」と前回命名させていただきましたが、「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」ということに変更させていただければと思っております。また、7番「県産材フル活用の促進プロジェクト」につきましては、「ふくしまの森林（もり）元気プロジェクト」というふうにさせていただきたい。この部分は森林関係ですので説明は省略になるかと思っております。

以上9つの重点戦略を立てたところでございます。170 ページをお開きください。170 ページ、171 ページということで、それぞれの重点戦略につきましては見開きで整理をさせていただいております。整理の仕方でございますが、5項目で整理をさせていただきます。1つ目は目的でございます。2つ目は具体的な取組内容です。3つ目は、その取組内容の計画期間内の工程表でございます。4つ目は取組イメージでございます。そして、この重点戦略に関わります関連指標ということで、以上5点で整理をしております。この整理の仕方は9つの戦略全て同じでございますので御理解いただきたいと思います。

それでは個別に御説明いたします。重点戦略1は「避難地域における農林水産業の再生プロジェクト」でございます。その目的は、警戒区域等の見直しに応じて、農林水産業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図ることでございます。

具体的な取組は3点上げてございまして、「農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧」では、農用地や森林、農業用水利施設等農林水産業関連施設などの効果的な除染を促進します。また、被災した農地、森林、農業用施設等の早急な復旧を進めます、などを盛り込んでございます。

「経営再開への支援」では、浜地域農業再生研究センター（仮称）を整備し、営農の再開・農業の再生を図ります。また、帰還した農業者の円滑な営農再開に向けた農地等の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証、新たな作物・生産方式への転換、吸収抑制対策等の取組を支援します、などの記載をしております。

「新たな経営・生産方式の導入」として、認定農業者、認定農業者等を核とした集落営農組織や農業法人の育成を進めるとともに、多様な担い手が地域農業を支える新たな地域営農システムづくりを進めます。また、植物工場や養液栽培などによる大規模園芸施設等の導入を推進します、などの対策を盛り込んでございます。

3の工程表では、今後、除染が進んでまいりますので、そうした動きを踏まえながら、こうしたかたちで展開してまいりたいと考えておりました。一部点線部分がありますが、国の直轄部分につきましては、まだ、計画が樹立されていない部分があることから、このような記載になって

おりますし、また、平成 25 年から平成 32 年までで、幅が広がっている記載がありますが、これは面積なり取組を拡大していく考え方を示していると御理解いただきたいと思っております。

また、生活圏以外の森林の除染でございますが、スタート時点が点線になっておりますが、まだ環境省の判断が固まっていないこともございまして、早く環境省が方針を出していただけてから、森林の除染を進める考え方から、スタート時点を点線にさせていただいております。さらに、直接は農業に関係ない部分でございますが、沿岸漁業の試験操業から、沿岸漁業の操業再開の間に点線で斜線を引いていますが、一日も早く、試験操業から操業再開に結びつけたいと考えておりますが、今の時点では何年度と特定できないことから、このようなかたちの点線の表現になりましたことを御理解いただきたいと思っております。

取組イメージにつきましては、記載のとおりでございます。よろしく申し上げます。

それでは、重点戦略 2 を御覧ください。

「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」172 ページでございます。このプロジェクトの目的は、農用地などの除染や放射性物質吸収抑制対策を進めるとともに、きめ細かな検査体制を整えた上で、正確な情報を発信し、これまで推進してきた環境と共生する農業などの取組を継続しながら、安全かつ安心な農林水産物を消費者へ提供することです。

具体的な取組内容としては、5 項目上げてございまして、「放射性物質検査の強化と検査結果の見える化」では、緊急時モニタリング検査を充実・強化します。また、産地における自主検査、県産材の放射線検査体制を強化します、などについて記載してございます。

「安全性を高める取組の推進」では、放射性物質に関するリスク管理を含めた GAP 手法や農薬適正使用、JAS 製材品の供給などの取組を推進します、などについて記載してございます。

「環境と共生する農業の推進」では、安全なたい肥などの有機性資源を地域内で循環利用するための取組を支援します、などの記載をしております。

「安全性の PR・消費者からの信頼確保」では、農林水産物の安全・安心を確保するための取組をホームページなどで情報発信し、農林水産物の信頼回復のための PR 活動などを積極的に展開します、などを記載しております。

「地産地消の推進」では、保護者の一層の安心と理解を得ながら、学校給食等における地元食材の活用を進めます、などの記載をしております。これらの取組の工程表が 173 ページでございまして、このような形で実施してまいりたいと考えておりますし、また、取組イメージでございますが、生産段階、流通段階、それぞれこのようなかたちで展開して

まいりたいと考えております。

次に 174 ページをお開きください。重点戦略の3「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」でございます。こちらの目的でございますが、震災からの復興・復旧に向けまして、地域をリードする経営体の規模拡大の促進や新規就業者の農業法人等への就農促進、女性農業者の経営参画の促進等により、地域農業の多様な担い手を育成するとともに、担い手への農地集積を加速し、力強い農業構造の実現に取り組むものでございます。

4つの柱で組み立てておりまして、1つは、「地域をリードする経営体の育成」では、土地利用型農業を中心とした規模拡大や園芸分野等を中心とした新たな生産方式の導入等を支援します、などを記載しております。

「新規就農者の育成・確保」では、青年の就農への関心を高めるとともに、就農準備期間や経営が不安定な就農直後の期間に重点的に支援を行い、定着を支援します、などを記載しております。

「女性農業経営者の育成」では、女性農業者の直売活動や農産物加工品販売などの起業活動を支援します、などの記載をしております。

「農用地利用集積の促進」では、集落における合意形成により、地域農業を担う経営体への農用地の利用集積を促進しながら集落営農を推進します、などの記載をしております。

175 ページには、取組内容につきまして工程表を記載しております。また、その取組イメージを図示させていただきました。

次に 176 ページをお開きください。重点戦略4「『ふくしま恵みのイレブン』強化プロジェクト」でございます。本県農林水産業の豊かな恵みを象徴する「米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ナメコ、ヒラメ」を「ふくしまの恵みイレブン」と位置づけ、安全・安心に基づいた一層の生産拡大による収益性の高い産地づくりを進めるとともに、ブランド力や信頼回復に向けたプロモーション活動の強化や輸出再開・拡大に取り組み、ふくしまブランドの回復・強化を図ることが目的であります。

3つの柱で取組内容を記載しておりますが、「『ふくしまの恵みイレブン』の戦略的な生産拡大」では、県オリジナル水稻品種「天のつぶ」の作付拡大やエコ米等の推進を図ります、など各品目の生産拡大の取組の記載をさせていただいております。

「『ふくしまの恵みイレブン』の重点的なプロモーション活動の展開」では、消費者や流通関係業者等の信頼回復に向け、多様なメディアを活用した戦略的なプロモーションや、食品の安全性に関する幅広いリスクコミュニケーションを展開します、などの記載をしております。

「『ふくしまの恵みイレブン』の輸出再開・拡大」では、関係団体等が行う海外での販売促進活動等の取組を支援します、などを記載してお

ります。

これらの取組の計画期間内での年次別の考え方を示した工程表が3でございまして、例えば、「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大では、平成25、26年は作付拡大等を進め、平成27年からの第2期、第3期では、その産地を拡大し、後期の第4期からは高収益な産地に発展させていく展開を考えながら、施策を講じてまいりたいと考えております。

177ページの取組イメージということで、これらの取組につきまして、分かりやすく図示をするよう心掛けたところであります。

178ページをお開きください。「地域産業6次化の推進プロジェクト」でございまして。農林漁業者と異業種（2次、3次産業）との相互参入を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品や新サービスの開発を支援し、所得の向上と雇用の確保による地域経済の活性を図ることが目的でございまして、3つの柱で整理しております。

「新たな価値をもたらす地域産業の創出～しごとづくり～」では、本県の豊かな農林水産資源を活用し、農林漁業者等が原料生産から加工、販売まで総合的に行う地域産業6次化の取組を支援します、などの記載をしております。

「地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～」では、意欲ある農林漁業者や商工業者を対象に、地域産業6次化に取り組む人材の発掘・育成を図ります、などの記載をしております。

「しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～」では、地域産業6次化に関心と意欲のある幅広い人材のネットワーク化により、人的交流を活性化させ、人・モノ・技術の結びつきを促進します、などの記載をしております。

それらの工程表につきましては、179ページに記載してございまして、発展をさせていく、さらには、しごとづくり、ひとづくり、きずなづくりの関係につきましては、取組イメージで、それらを関連させながら拡大していくイメージについて図を作成させていただきました。

180ページをお開きください。重点戦略6「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」は、農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保や、農業水利施設や農林道等の防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進、保安林・治山施設の計画的な整備を進めるとともに、地域住民の防災・減災体制を強化し、安全安心な農山漁村づくりを進めることが目的であります。

4つの項目で整理しております。まず、「農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保」では、耐震性の検証や耐震補強対策により防災・減災対策を進めますことなどを記載しております。

「農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進」では、農業水利施設管理システムにより、農業水利施設の防災・減災効果

を高める適正管理の強化と長寿命化を推進します、などの取組を記載しております。

「保安林及び治山施設等の計画的な整備の推進」につきましては、説明を省略させていただきます。

「防災・減災体制の強化」では、山地災害危険地区の情報周知等により地域住民の防災意識を高めるとともに、ため池の浸水想定区域図を基にハザードマップを作成する取組等を支援し、地域防災力の向上を進めます、などの取組を記載しております。

これら取組につきまして、今後の計画期間内における展開を、3の工程表に記載させていただいております、181ページにかけて記載のとおりです。これらの取組をイメージしたものが4でございます、「みんなが安心。農山漁村の防災・減災」の考え方を整理したものであります。

次に182ページでございますが、こちらは重点戦略7「ふくしまの森林（もり）元気プロジェクト」でございますが、直接は森林審議会にて御審議いただく部分でございますので、説明は省略させていただきます。

次に184ページですが、こちらは重点戦略8「水産業の活性化プロジェクト」でございますが、水産業振興審議会の中で御審議いただく部分でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、186ページをお開きください。重点戦略9「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございます。これは、農山漁村に豊富に存在する地域資源である土地、水、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産を推進し、電力利用や雇用創出等による農林水産業・農山漁村の活性化を図ることが目的でございます。

具体的な取組内容につきましては、2つの項目で整理してございますが、「農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進」では、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を図ります、などの取組を記載してございます。

また、「農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進」では、園芸施設等における太陽光発電等の活用を推進します、などの取組を記載しております。

これらの工程表を下に記載させていただいております。187ページでございますが、取組イメージを記載させていただきました。

以上が9つの重点戦略でございます。

また、申し訳ございませんが、前回の審議会以降追加した指標がございますので、引き続き御説明させていただきます。

45ページをお開きください。37、38行目で、赤字で書いている部分でございます。「学校給食において県産米を利用している市町村の割合」こちらが、中間整理案以降、前回の審議会以降追加させていただいたものでございます。今回、原子力災害等によりまして、平成22年度では100

%でございました県産米の利用の現況値は記載のとおりでございます。米飯給食、まさに国民の主食である米でございます。平成 32 年度目標を 100 %、もっと早く達成できるよう努めてまいります、新しく項目を 1 つ追加いたしまして、今回の答申案全体で 110 の指標を設定させていただければと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

丁寧な御説明どうもありがとうございました。

それでは、基本目標、重点戦略についての御審議をお願いしたいと思いますが。補足ありますか。

農林企画課長

先ほどの説明で誤りがありましたので、修正をいたします。

総合計画の基本目標でございますが、「夢・希望・笑顔に満ちた新生ふくしまの創造」と申し上げましたが、「創造」の言葉は付いてはならず、「夢・希望・笑顔に満ちた新生ふくしま」。こちらが総合計画の基本目標でございますので、訂正し御理解いただきたいと思います。

申し訳ありませんでした。

議 長

はい、それでは、基本目標、重点戦略についての御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

まず、基本目標についてはいかがでしょうか。

事務局のほうでかなり練ったものとして、「“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」とまとめていただいています。これについてはよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

それでは、重点戦略については、いかがですか。

まとめて申し訳ありませんが、第 1 から第 9 までどこからでも結構ですので、よろしく申し上げます。茂木委員申し上げます。

茂木委員

重点戦略 4 の具体的な取組の中に、施設園芸の団地化、再生可能エネルギーの活用を推進しますという項目と、重点戦略 9 の「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」の中に、「農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進」で、園芸施設等における太陽光発電等の活用を推進します、また、地域産業 6 次化を推進し、再生可能エネルギーの生産・活用の拡大を図りますと書いてあるんですが、これの具体的なイメージとして、農業者、あるいは農業経営

という観点からどのように結びついていくのかイメージできないのですが。

議長 御質問ですね。

茂木委員 はい。

議長 もう一度確認させていただきます。重点戦略4の13行目、「施設園芸の団地化、再生可能エネルギーの活用を推進します。」ここと、重点戦略9の20行目から22行目の関連ですね。

茂木委員 農業者がやるのか。あるいは農業経営の中にこれを組み込んでいいのか。ちょっとイメージができないんです。

議長 担当課からありますか。どうぞお願いします。

園芸課長 園芸課長でございます。只今の関係でございますが、私ども園芸課といたしましては、再生可能エネルギー、特に太陽光をイメージしまして、これらを施設園芸に導入して石油資源等の代替なり、経営の安定、さらには低コスト化に結びつくことが可能になるようにとの思いで、このような記載をさせていただきました。今年度から再生可能エネルギー導入促進事業に取り組み、まだ県民の方々、農業者の方々に十分に御理解いただいていない再生可能エネルギーの施設園芸への利用について、各種セミナーを開催しているところであります。今後は実際の施設導入に向けて何らかの対応が図れるように、農業経営の中に再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入促進を図ってまいりたいという趣旨でございます。

茂木委員 何でこのようなことを言っているかと申しますと、農産物は気候によって収穫量も増減いたしますし、その収穫量によって価格も上下します。そのような中で、再生可能エネルギーの中の、特に太陽光発電は、誰でも利用できる資源ということで、組み込めれば一定程度、例えば20年間、一定の収益が得られるんです。そうすると特に津波被災地域とか、原発地域ではやる人が限られてきますから、一定程度の収益があると確認できれば、規模拡大もできるし、雇用の創出もできるんだと思うんです。ある程度リスクを負っても規模拡大をしていったり、雇用拡大をしていったりできると思うんですが、そういう風に農業経営の一部として位置付けて農業者が自分の土地、あるいは農地集積だとすると、集積した土地の一部にそういうものを貼り付けられれば、一番安定した農業経営ができるんだと思うんです。そういう時に今度は色々な新聞等を見ますと、太陽光発電は農地転用の該当ですよ、ましてや第1種農地はできません

との話でしたら、本県みたいに痛めつけられた農地では農業経営が難しくなってくると思うんです。そこで本県として特別に一定程度の収益を確保するための産業である太陽光発電は、農地を農地のままとして使用していいよとか、そのようなプレゼンテーションをしない限り、農業の再生はできるのかとの思いで聞いたんです。ですから、園芸課さんについては導入するとの意見は、我々も分かりますが、実際、転用となると許可するものがそのような認識になっているのでしょうか。

降 矢 委 員 関連して発言してよろしいでしょうか。

議 長 お願いします。

降 矢 委 員 この会議の中でその話を以前しました。津波にあったところはそういう方法はいかがですかと聞いたところ、津波の場合には農地転用は農林水産省の考え方としては OK だけでも、原発の場合はダメというのが結論です。それは農林水産省に確認しました。原発の被災したところでは、太陽光発電は認めないという結論をもらいました。それは農林水産省も県も認めない、だからできないことが1つであります。もう1つは、農地を持っている農家の人達が、優良な農地をこのようなエネルギーの発電のために使うのはおかしいのではないかとっているんです。そうすると優良な農地の考え方とか、農業で生計を立てていくところの考え方のギャップがあって、施策としてダメと言っているのか、農業者がダメと言っているのかわからないんです。だから県として、そういう方向に進めたいという気持ちも分かるんですが、現実的に園芸をやっている人の屋根面積に合わせて太陽光の設置ができるのかというと、太陽光を利用して生産するハウスではダメなんです。屋根に上げたら、光が入らなくなってしまいます。そうすると平場で太陽光で発電して電力を組み入れていくか、売電していく考え方になると思います。そうしないと現実的に無理なんです。無理な話をして申し訳ないんですが、例えば、倉庫みたいなところがあって、倉庫の屋根で太陽光のパネルを載せるとかであればいいのですが、太陽光を利用したハウスで園芸をやりながらエネルギー生産というのは、うまくできないんです。

茂 木 委 員 屋根の全面積を考えていますか。光は拡散すると思いますが。

降 矢 委 員 非効率だと思います。

茂 木 委 員 そこはどうでもいいんです。県がどのような認識のもとで、「やるんだぞ」という意思を示せるかどうかだけなんです。屋根の上にどれくらいの比率で上げれば大丈夫だとかは実験すればいいんです。

降 矢 委 員

分かりました。

茂 木 委 員

その部分を確認したいです。

議 長

県がどのように整理しているか確認しましょう。

農業担い手課長

園芸施設と太陽光パネルとの関連であります。太陽光パネルで発電した電気につきまして、園芸施設で利用するという場合においては転用が可能となります。その中で必要以上に発電し、売電という行為が出た場合には、基本的に許可されないこととなります。それから地帯との関係ですが、津波の被災を受けた地域におきましては、1種農地、いわゆる優良農地ですが、ここにおいても転用は可能となりますが、同じように面的被害を受けたと考えていい原子力発電所事故に伴う被災地域につきましては、太陽光パネル等を導入する場合に転用の許可がないのが今の制度であります。この園芸施設につきましては、冒頭に申し上げたとおり、太陽光パネルは園芸施設の生産に供する場合には転用が可能と御理解いただければと思います。

茂 木 委 員

そこはどうでもいいんです。

農業担い手課長

もう1つ、県の姿勢についてお答えしておりませんでした。制度・仕組については今お話したとおりですが、それで私どもといたしましては、特に阿武隈山系等を中心とした原子力発電所事故の影響を受けている地域においては、やはり津波被災地域と同じような面的被害を受けていると認識を持っておりまして、今、農業のための農地として活用の困難な農地も数多くあることから、この農地の転用、活用、農地の転用といわなくていいのかもしれませんが、今はペンディングなので、どちらかということではないんですが、何れにしても現況の農地で利用できない、農業に供し得ないところにつきましては、農地の有効利用のかたちの中で、将来を見据えた中で太陽光パネル等に利用できる方向で検討、考えるべきだろうというふうに私どもも受け止めています。そのために国に対しても、今お話したような姿勢の中で要請活動等を行っているところです。

以上です。

茂 木 委 員

県内の農業を考えると、66.8歳の方がやっていることや耕作放棄地も全国で1番ある、そういう中で農業経営をしていくとどうしても誰かにやらしてもらわざるを得ないのです。誰かがやるんだけど、それは土地利用型農業だけをやるのではなくて、色々な部門で、お米も作るし、

野菜も作るし、果樹も作るし、色々な部門で収益源を求めていくんだと思います。その中で、農業経営の中に1つ太陽光発電が入ることによって安定した収益があれば、雇用の拡大もあるいは設備投資も出てくるんだと思います。そこを福島県として、これほど県土を痛めつけられた県としては、もうちょっと強くって、これからの農業経営とはどういうふうになっていくのか、あるいはこういうふうにすべきだということを県民の方々にアピールする必要があると思います。その気持ちがこういうかたちでは伝わってこない。現実論として、例えば、私も関わりましたが、ハウスの上に太陽光発電パネルを上げて、どのくらいの率だったら、1番太陽光の収益が得られるかという実証試験をしようとしたら、それすらダメだと。それならどこでやるんですか。ずっと続けていくと植物工場も同じです。植物工場も工業団地みたいなところでしかできないという話にたどり着くんです。農業者がせっかく自分の農地を持っていて、そういう農業経営をしようとしたら、絶対自分の土地を使いますよ。でもそれができないというのは、どこかおかしいと思いませんか。そういう施策を私達は望んでいません。これからどうやって地域の一定の農地から最大の収益をあげて、それをどうやって富の再配分をするのか。それが雇用も含めて、色々なかたちを考えてその地域が1番良くなる農業経営をしようとした時に、それが農地転用だとかがネックになるようであればそれはおかしいと思います。そういう気持ちを声に出していかないといけないと思います。

いかがでしょうか。

降 矢 委 員 農地に農業用のハウスを建てる時は、許認可がいりませんが、作業性をあげるために、地面を舗装したいということなんです。

茂 木 委 員 だからそれでいいんですかということなんです。

降 矢 委 員 だからおかしいですよ。おかしいことがまかり通っているんです。おかしいことは身をもって知っております。

茂 木 委 員 だから何かしらのアクションを起こして欲しいんです。以上です。

議 長 両委員の強い意見があったということです。県からは何かありますか。

農業担い手課長 太陽光パネルの農地への設置状況ですが、現在、福島県では農地法の許可を得て太陽光パネルを設置している面積は約4 ha 既にございます。ただ、そこでの転用は第2種、3種農地でありまして、今皆様がお話されているのは、第1種農地のお話かと思いますが、農地に太陽光パネル

を入れることができないという現況ではないということをもまず御理解いただき、第1種農地は今ダメですが、第2種、第3種で既に太陽光パネルを入れているのが4 haありまして、あと、津波被災地におきましても、既に2.5haぐらいの規模の太陽光パネルを設置するという事で許可されている状況にあります。太陽光パネルが全面的にダメだということではないので、今、ペンディングになっているのは第1種農地であって、そのところについて、原発事故に伴うものにあっては規制緩和を求めているところでありますので少し補足をさせていただきます。

降 矢 委 員

第1種のところの人達、農業人口が多くて、農業を支えようとしていて、そこが低所得なんです。だからそこへ施策として入ってこないと全体の底上げにはならないと私は思っています。
いかがでしょうか。

農業担い手課長

おっしゃることはよく分かりますが、今それ以外にも現実、耕作放棄地化されているところがあって、既に農地として活用することが、いくつかのファクターがあって困難な場合には、現実的な問題として、かなり限定的ではありますが、農地として非農地証明といいます、農地でないという証明をすることも可能であって、これは市町村の農業委員会が事務を行うこととなりますが、そのようなかたちで太陽光パネルを設置するという動きも今出てきているところでございます。極めて例外的ではありますが、地域の実情がつまびらかになって、そこに合理性があれば、また、そのような対応もあるということです。私どもとしましては、第1種農地であっても、帰還する方がいない、利用する見込みがない農地等で、反転耕等除染ができないような農地、そういう場所等については限定しながら、対応等も個別に検討しなければならないという認識は持っていて、相談にも応じているところでありますので、第1種全てがダメだということではないようなかたちで、努力しているところでありますので御理解いただければと思います。

茂 木 委 員

がんばっていただきたいと思います。

議 長

はい。その他はいかがでしょう。

但 野 委 員

あの素晴らしい修正を加えていただいております、我々はこれで納得をする訳ですけども、1つ問題なのはいわゆる原発事故で、避難区域や緊急時避難準備区域になったところの住民の意向調査、今朝の新聞に発表になったもので、もう3割は帰らないというふうになっている。しかもその他あやふやな人も混ぜると5割の人が帰らない、そうすると今までせっかくあそこの地でやってきた人の半分の人が帰らないと、そう

れば相当な農地等の余剰、あるいは都市部においての、都市部というか町場の商店街が相当疲弊するという中で、いわゆる、今自治体が実際やっているのは、人を戻すための、学校教育あるいは公共施設の除染。しかしながら、それはある程度資力があればらせる人達のためのものであって、我々の考えるのはそうではなくて、除染がきっちりとしてなされて、さあ戻りましょうという時に学校もすぐスタート、病院もスタートという事でないとダメなんだけど、どうしても先に市町村の規模の縮小をさけるために人を戻そうという前提に立つものだから、農地の除染あるいは関連施設いわゆる通学道路の除染が遅れている。私のところもようやく生活圏の除染をやっていただいて、しかしながら道路から1m、側溝の50cm外までしか除染しない訳なんです。そうすると子供を、ここに高校生や何やら書かれているけれども、実際問題として生活圏の中に通学道路も含まれるのは当然だし、農業用施設あるいは田んぼも、目で見る稲作も大切なんです。そういうものが全く、将来について、この帰還云々の中で5割の人が戻らないという事になった時に、相当この文章にたどり着くための中間的な支援というものを、思い切って考えていってもらわないと、先ほどからソーラーの話も出ておりましたが、農地を完全にフル活用できる状態ではないと考えています。やはり、この目標を達成するためには、これ以上の施策を思い切って、手を挙げる人に重点的にやって欲しいなど。そうでないと、これが32年で達成できないだろうと思います。私も地元の人達に聞いていますけれども、もう別の場所に就職していく、あるいはじいちゃん、ばあちゃんは戻るけれども若い人達には戻れと言わないということになると66.8歳は当然70,80の世代になるのはもうここ4、5年でなってしまう。しかもセイタカアワダチソウ一面の田んぼですから、だからあれを除染して元に戻して、それで農業をやる人となった時に、3割しかないとすれば、これを達成するためには、その間にどれだけ手を挙げた人に重点的に予算・施策を講じていくか。このことに私は全身全霊を傾けて欲しいな、そのようにお願いいたします。

議長 御希望も含めた強い御意見が出されたと思います。もしどなたかあれば。事務局からでも結構です。

農林企画課長 はい、但野委員の御意見は全くそのとおりだと思います。この審議会の中では、まさにそういった視点から新たな項目を設けて、これまで御議論を頂いたところでありまして、「第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興」の項目を設け、その一番に「避難地域における農林水産業の再生」を掲げ、ここは除染から始まりまして、御承知のとおり、農林漁業者等への支援、担い手いわゆる帰還される方々の経営の安定・確保が重要だということで、新たな経営・生産方式の導入を記載をし、

それを着実に実施していくことが重要だと考えております。その対応につきましても、帰還した農業者が円滑に営農再開できるよう、新たな基金制度によります支援対策なども国の補正で措置されているということですので、そうしたものを活用しながら、避難地域の営農再開に向けた対策につきましても、十分手厚くやっていく必要があると考えておりますし、またそうしてまいりたいと思っております。

議長 はい、その他いかがですか。はい、鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員 資料を送っていただいた時点で、本当に良くできていると思っております。あってうれしかったのは、一般の人が見ても分かるようなかたちで、専門的な用語の解説があったことです。

なかなか現実には厳しいものがあるかもしれませんが、こういうものが出て、そして皆で努力して、今回は農林水産関係ですけれども、土木関係など色々な分野でもこのようなものが出てくると思っておりますが、それらを総合していけば、福島県は何とかなるのではないかと個人的には思います。今日これを読みこなしてきた時点で安心しました。微に入り細にわたりすごく書いてありましてね、はっきり言って県職員の方は優秀だなと感じておりました。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。白岩委員お願いします。

白岩委員 この重点戦略ということで、先ほども県の方から聞いたんですが、原発がらみの項目が総合的な支援を行うということで始めに取り上げられていて、私のように 30km 圏内の者にとっては非常に有り難いと思っております。前回にも言ったかもしれませんが、住宅の除染、田んぼの除染、畑の除染もうちの方ではやっています。ただ、冬場なものですから休んです。前回 1 月に農協、役所の方に地区で集められまして、3 月末までの事業完了なのですが、このような雪なのでできそうにないとの話をしまして、地区の農家の方々の要望で 1 か月伸ばしてもらったんです。ですから 4 月末までには、除染を完了をしなくてはならない状況です。各個人個人で除染をやってくださいという役所、農協の話なんです。10 万何がしの国からの除染費用、田んぼの場合は 10 a 当たり 10 万円くらいの助成金、予算が来てるんですが、5 万円以上が農協に引かれて、我々手元に入るのは 4 万 5、6 千円なんです。4 万円の中には、10 a 当たりの草刈りが 2 万円、その他耕起代が何回もやって、あと転圧とかあるんですが、それで農家の手元に入るのが 4 万 5 千円です。現実はどうだか分かりませんが、これで今、国の指示の下やっています。ですから、自分で出来る人はやっていますが、出来ない人は誰かに頼むしかないのでは

す。私の場合は会社をやっていますので、地元の知り合いに頼んでいます。うちは 1.2ha ありますので、10 a 当たり 4 万 5 千円で、50 万円以上の金が入ってくるので、そのお金は委託する人に全部やろうと思ってるんですが、その除染という現実はそのような状況です。皆さんどのように考えているかは分かりませんが、これから除染をして田んぼを作るという場合には、必ず除染をしなければならない地区は、このような工程をたどります。畑の場合は 6 万円が農家に入りますが、ゼオライトを 10 袋買うお金が結構高いらしく、その手元に入るのが 4 万 5 千円らしいのですが、肥やしは自分で運べ、肥やしは自分でふりなさい、それで手元に入るのは 4 万 5 千円なんです。これはいちゃもんつけます。県の方に。そういうシステムなんですか。現実には本当にそうなんですか、今ちょっと中断していますから、私も草刈っただけですから。これから春になって、4 月までに事業を完了しないと連携でやっていますから、誰か一人残ると地区に迷惑かけてしまうので。そういう体質なんですね。農協さんとかね。役所、国からいわれているからそうなんでしょうけど。但野委員も同じ状況かと思いますが。

但野委員 こちらは、農地の除染はまだ始まってなくて、生活圏の除染のみです。

白岩委員 うちの方はそのような状況です。事務局の方に新しい名刺を差し上げたいと思いますが、私は 30km 圏内ですが、圏外に出たら仕事出しますからと言われ、本当に極端に仕事が減ってました。去年の暮れに工場を移転しまして、今月から仕事の量が以前の水準に戻ってきました。会社、製造業の現実はそのようなことなんです。農業については、先ほど申したとおりです。ですから、皆さん、本当に生の声を聞いて反映して欲しいと思います。このような小冊子づくりに参加するために来たのではなくて、地区がいかに元どおりになるか。このような場をお借りしてお願いしたいです。文句も含め申し上げました。
以上です。

議長 ありがとうございます。他にありますか。お願いします。

岸委員
(代理満田氏) 食品産業協議会の満田と申します。まず、重点戦略 2 ですが、消費者に売る局面を考えますと消費者の定義が、日本国民だけではなくて、試験的に輸出再開もされておりますので、例えば情報発信において、ホームページもやるとのことですから、是非、多言語化していただきたいと思います。タイで試験的な販売を始めたとテレビでやっておりましたが、結局タイの人の反応としては、日本の厳しい基準をクリアしているので安心だという意見でした。ですからもっとそのような人達が増えるような情報発信が必要だと思います。

それと売るとなると流通施策、流通業者に対するパイプをどう太くするかということかと思しますので、例えば郡山の幸楽苑さんがタイに今回1号店を出してドミナントですごく出されるお話をされておりましたので、販促網をスポットのプロモーションでなくて、材料として使ってもらえないか。お店に直接アピールする場所ができないかとか、地道な作業も必要ではないかと思えます。

議 長

ありがとうございました。消費者も国内だけではないので、海外に向けての情報発信を強力にやっていただく必要があるとの御意見だったと思えます。

他にいかがでしょうか。

農産物流通課長

ただいまの満田委員の御意見でございますが、今私どもといたしましては、モニタリング結果を一昨年の8月17日から「ふくしま新発売。」という専用Webで発信をしております。その中で私ども海外とも色々お付き合いがございまして、多言語化とまではいきませんが、少なくとも英語化ということで昨年の8月からモニタリング結果につきましては、英語バージョンを見られるようにしております。実際、1月ですとアメリカから1,034、台湾から95、韓国から28、先ほどございましたタイでも10件程度、海外からのアクセスもございますので、今後、より充実を図りたいと考えております。

岸 委 員
(代理満田氏)

ありがとうございます。

但 野 委 員

先ほどの除染の経費ですが、若干誤解されているのではないかと思います。実はうちでも、私は酪農業協同組合ですが、郡山市の農地の中の牧草等の除染については、事業主体になって、福島市でも事業主体になってやっておりますが、大体10万から11万円の総経費の中で、実は抜けている部分があって、セシウム吸収材のゼオライト、あるいはカリ肥、そういったものをちゃんと決められた量を入れるということで、農協であてがうとなっておりますのでその分がカットされている。あとは管理する部分、いわゆる事前の農地の何か所かの放射線の測定、そしてそれに基づく計画を立てて、作業管理をしながら、除染作業に加わる、除染する人は除染の講習会を受けたプロでなければダメということになっていますので、そういう人を雇わざるを得ない。作業中の写真を撮りながら、また終わったあとまた測る。そういった一般管理部門の経費を差し引かせていただいておりますので、決して農協で取っているということではないので誤解は避けて欲しいと思えます。

ただ、問題は岩手の牧草地で除染をした結果で、7.5%ぐらいが基準値

を超える草がでてきたということがあります。その中身を聞いてみますと、10万円もらえるから自分でやろうということでやった人の場合が、7.5%になった。いわゆる自分でやった場合、経費がちゃんと10万なら10万の経費があるんだけど、トラクターに負荷をかけない、農機具が壊れない程度にやろうということで、やっぱり徹底した除染をしないばかりに、基準値を超える草が出てしまった。だから、自分の農地を自分でやろうと進めていく訳だけれども、示された基準をきっちり守っているかの監視を、頼む場合であればある程度、きっちりと30cmなら30cmのスケールどおりに反転がされて、あるいは、決められたカリ肥料なりにゼオライトが入っているのか、それをきっちりと地主として、監視をしていただきたい。

組織として闇雲に中間搾取はしていないということは御理解いただきたいと思います。

白 岩 委 員

それは牧草畑の話で、水田、畑の場合は、個人でやってくださいとなったんです。最初は農協に地区ぐるみで委託しますとのことで頼んだんですが、ところが農協ではできません、やる人がいないとのことで、それでは個人でやりましょうということになりました。個人でやる場合は、農協で必ずやる人にSDカードをよこして、デジカメで撮って、その都度記録を残しています。最初の草刈り風景から、うなって、ゼオライトをまいて、様々な工程を記録して、個人でやってくださいということになって始まったんです。

但野委員がいったように牧草地はそれでうちもやっているんですが、水田の場合は筆数も多いし、面積も大きいので、個人でやるしかないんです。農協でも委託できませんとのことで。現実はそのなんです。だから手取りが4万5千円ですよ。それは農協さんに聞いてくださいよ。中央会はどこまで入っているかは分かりませんが、現実はそのですから。

以上です。

平 久 井 委 員

水田のことでは素人ですが、2月1日に農水省、厚生省の方が来て福島テルサで講演を聞いたのですが、福島の稲作地帯のゼオライトのことは一言もおっしゃっていませんでしたが。

白 岩 委 員

ゼオライトは30km圏外の水田では、なんとか吸収材。

平 久 井 委 員

もっと離れた場所はカリウムでいいですか。

白 岩 委 員

ゼオライトとカリウム2種類両方やりますよ。

平 久 井 委 員

カリウムも入るんですね。

白 岩 委 員 入ります。セシウム吸収のために、ゼオライトをやるようです。

平 久 井 委 員 分かりました。農水省の方からゼオライトの発言が一言もなかったものですから。ありがとうございました。

議 長 それでは、県側からお願いします。

農林地再生対策室長 除染を担当しております、農林地再生対策室の沢田と申します。除染の事業につきましては、必要経費を全部見積もった上で積算して、10 a 当たりの単価で予算化されております。従いまして、ゼオライトとかカリ肥料のような土壌改良資材とそれらを散布する経費、さらに深耕、反転耕するための経費等を盛り込んでやっております。ただ、やり方といったしまして、市町村が事業主体になりまして、市町村自らできないので、例えば農協に委託をするというかたちになります。その段階で農協が自らやる場合と、農協が農業者の方が何人かでチームを組んでもらって、機械がある方の機械を使いながらやっていく場合と、それからそういったこともできないということで、農業者の方へ直接、この分は御自分でやっていただきたいということでお願いする場合と色々ございます。

ただ、あくまでも除染は事業というかたちになっておりまして、事業できちんとやりましたという確認行為が必ず求められます。その証拠として残すのが先ほど出ました写真とか、作業日誌のようなものが必要となる場合があります。さらに深耕の場合は、基準がありまして 20cm 以上で通常の深さよりさらに倍以上の深さを耕さなければならないということになっておりまして、その分余計に経費がかかるということで経費は見られております。

従いまして、除染として支出されるものは全て経費ということになってまして、耕す経費ですとか、資材購入経費とか、場合によっては農協が一括購入して農家にお配りする場合もございます。そういった仕組みになってございますので御理解いただきたいと思っております。

白 岩 委 員 全くそのとおりだと思います。

議 長 かなり具体的な話が出てきておりますけれども、実情をきっちりと踏まえたものとして、この計画を実行していただきたいという御意見だろうと思っておりますし、そのために国に対しても色々なネックがあれば、それを外す努力を強い支援の下にしていきたいという御意見があがっていたかと思っております。

さらには、農地を再生させて、福島県の農業を再生させるためには、福島県民の理解も非常に重要で、そのための PR や情報発信なども強力

にやっていただくということが必要だということだという意見が出されたと思います。

全体としては、重点戦略についての異議、異論はないというように受け止めさせていただいて結構でしょうか。

(各委員)

異議なし。

議長

ただし、これは絵に描いた餅ではないので、本当に実行へ移すとそのための具体的な施策がこれから求められていくと思いますし、それに向けた今後の取組を県に対して大変強く求めたいということだろうと思います。それでは了解していただいたということで先へ進めさせていただきたいと思います。

全体を通して御意見等ございましたら、いかがでしょうか。すでに全体的な御意見が出されているところですが、茂木委員お願いします。

茂木委員

7ページですが、これから TPP もあって、農産物の輸出が何か TPP に対する突破口というふうにいわれている部分もありますので確認したいのですが、ここに「我が国の農林水産物の輸出金額」とあります。これはもしかして、農業白書からとったとすれば、下の方に「加工品を含む」と書いてあるはずですが。農産物約 10 兆円、水産も含めてですけど、この感じからすると約 5%弱が輸出しているのではないかというふうに感じられると思うんです。でもこのほとんどは加工品です。22 年だか 23 年か忘れましたが、農産物そのものは、185 億円くらいしか輸出していないはずなんです。ここをこういう書き方をするとすごく間違いがおきるのではないかと感じています。ここはきちんと加工品を含むであれば、農業白書を引用したのならそのまま書いて欲しいと思います。

議長

はい。要望ですね。事務局いかがですか。

農林企画課長

御指摘のとおりだと思います。この出典につきましては7ページの細かいところで申し訳ありませんが、農林水産省の農林水産物輸出入概況の PR 版からとったものでございます。申し訳ありませんが、手元にある資料では、確認できませんので、後ほど、確認したいと思いますが、加工品を含むことで誤解を与えるような記載になっているかもしれませんので、加工品を含むのならば、加工品を含むときちんと脚注を付け加えたいと思います。

議長

はい。それでは後ほど確認した上で、必要があれば訂正するというように対応させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは全体として御了解いただいたということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

議長

ありがとうございます。

それでは答申案文について御意見をいただきたいと思います。

(事務局)

(事務局答申案文を各委員へ配布)

議長

それでは答申案文を読みあげさせていただきます。

日付等は省略させていただきます。

福島県知事様、福島県農業振興審議会議長、福島県農林水産業振興計画の見直しについて(答申)

平成24年5月16日付け24農第384号で諮問のあったこのことについては、審議検討の結果、別紙「福島県農林水産業振興計画改定案」とおり答申します。なお、計画の推進に当たっては、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記以下です。付帯意見になります。

1 福島県農林水産業・農山漁村の発展を図る上で、東日本大震災及び原子力災害の克服が最大の課題であることから、県は、国や市町村と密接な連携を図り全力で復興・再生に取り組むこと。

これが1です。

2 本計画は、目指す将来の姿の実現に向け、県内の農林水産業に関する様々な主体がともに力を合わせて取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、あらゆる機会を通じて、広く計画の趣旨や内容等の周知を図るよう努めること。

これが2です。

3 毎年度、県の取組の成果を簡潔で分かりやすく公表して進行管理を行うなど、計画の実効性の確保に努めること。

以上です。

1点目はここに書かれているとおり、福島県の農林水産業・農山漁村の発展を図るためには、大震災、原子力災害を克服するということが最大の課題であるということをここで確認しております。

2点目です。そのために関係機関が連携を取りながら進めていかなければならないということが2点目であります。

3点目はそのために、今日も御意見が出ていましたが、進行管理をきっちりと行っていくことなくしては進まないだろうということでありますので併せてここに記載しております。

どうでしょうか御意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

議長

はい。それでは御了解いただいたということで。どうもありがとうございます。

それでは、今後の手続きのことで説明させていただきます。

2月の下旬に私が審議会を代表して県に答申する予定になりますので御了承いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(各委員了承)

これで本日の議題は全て終了となりました。

最後になりますが、農林水産部長から御発言をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

農林水産部長

最後に一言御礼を申し上げたいと思えます。

毎回熱心な御議論をしていただき、本当にありがとうございます。もうすぐ震災から2年になりますが、15万人以上の方が避難生活をしているという状況も変わりませんし、原発そのものが収束したかといえば、必ずしもそうとはいえない部分もございしますが、ただ、少しずつ復興が進んでいることも事実でございまして、避難している市町村の帰還も少しずつ始まっております。ただその中で、先ほど但野委員からお話がありましたように、市町村のアンケートを見ますと、本当に帰って、我々、津波・地震で被災した農地は全て復旧するという決意のもとに進めておりますが、そこで本当に皆さんが帰って農業をするかという疑問もあるかと思えますが、我々としては、できるだけ意欲を持って農業をやろうという人達にこの機会に集積をして、今までとは別のかたちで、前に戻すだけではなくて、さらに発展したかたちでやれるようにがんばりたいということでございしますので、あきらめることなく、先ほど汚染された農地の有効活用の話もございましたが、本当に今、国の方に要望活動をしっかりしておりまして、少なくとも太陽光が20年の償却期間とすれば、20年間農地のままでいいから、有効活用させてくれないかという特別な扱いをしてくれとの要望も盛んにやっております。

国の方も、なかなか地方分権といいながら、我々の力と金では何もできないという現実を思い知らされておりますけれども、ただ、農林水産省も色々考えてくれておりまして、先ほど御紹介しました避難した人達が帰って営農再開するための基金232億円を福島県のために積んでくれました。それから、福島県の農産物の風評対策として、他の県から何で福島県だけ予算をつけるんだといわれますが、16億円の風評対策の予算もいただきましたし、少しずつ国の方とも連携しながら、復興に向けて

がんばっていきたいと思いますし、そのための基本となるこの計画を皆様に御審議いただきましたが、これを柱としながら福島県の農林水産業の復興・再生、復旧だけでは終わらない、そのさらに復興・再生に向けてがんばっていきたいと思いますので、委員の皆様方におかれましても、引き続き御指導、御協力をお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

議

長

どうもありがとうございました。

これで議長職を終わらせていただきたいと思いますが、先ほど委員の方々からたくさん御意見が出ましたので、この計画の文言の最終的な整理については申し訳ございませんけれど、私の方に一任させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(各委員了承)

司

会

千葉会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても本日御審議いただきまして誠にありがとうございました。本日御審議いただいた農林水産業振興計画につきましては、今後答申いただいた後に、県としての決定の手続きをさせていただきます。県としての手続きを終えた後に計画書が完成いたしましたら、皆様のお手元へお送りしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして福島県農業振興審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉 会)

福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	渡 部 衛
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一 (代理 遠藤 康浩)
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年 (代理 満田 盛護)
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子 (代理 草野 京子)
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 孝 一
福島県農業振興審議会	委 員	白 岩 昭 男
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	平久井 信 子
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子

福島県

農林水産部	部 長	畠 利 行
〃	技 監	田 村 完
〃	政 策 監	高 荒 昌 展
〃	次長 (農業支援担当)	大 谷 秀 聖
〃	次長 (生産流通担当)	甲 斐 敬 市 郎
〃	次長 (農村整備担当)	櫻 田 浩 二
〃	次長 (森林林業担当)	宍 戸 裕 幸
〃 農林総務課	部参事兼課長	安 藤 正
〃 農林企画課	課 長	佐 藤 新 太 郎
〃 農林技術課	課 長	須 田 博 行
〃 農業振興課	課 長	浅 野 裕 幸
〃 農林地再生対策室	室 長	沢 田 吉 男
〃 農業担い手課	課 長	江 田 和 行
〃 環境保全農業課	課 長	佐 藤 清 丸
〃 農業経済課	課 長	木 本 茂 宏
〃 金融共済室	室 長	飯 村 和 美
〃 農産物流通課	部参事兼課長	吉 田 肇
〃 水田畑作課	課 長	井 上 久 雄
〃 園芸課	課 長	松 本 登
〃 畜産課	課 長	二 瓶 卓
〃 水産課	課 長	八 多 宣 幸
〃 農村計画課	課 長	後 藤 庸 貴
〃 農村振興課	課 長	長谷場 伸
〃 農村基盤整備課	課 長	小 島 重 紀
〃 農地管理課	課 長	菊 地 和 明
〃 森林計画課	課 長	松 本 秀 樹
〃 林業振興課	課 長	大 高 明 彦
〃 県北農林事務所	所 長	鈴 木 清 昭
〃 県中農林事務所	所 長	谷 井 彰
〃 県南農林事務所	所 長	水 戸 典 明
〃 会津農林事務所	所 長	渡 邊 裕 樹
〃 南会津農林事務所	所 長	熊 耳 倉 雄
〃 相双農林事務所	所 長	鈴 木 弘
〃 いわき農林事務所	所 長	戸 井 田 和
〃 農業総合センター	所 長	佐々木 昭 博